

一般財団法人足立区観光交流協会公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人足立区観光交流協会（以下、「協会」という。）が管理運営し、インターネット上に公開している公式ホームページ「あだち観光ネット」（以下「協会ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、広告及びその広告掲載希望者（以下、「広告主」という）が指定したリンク先サイトの内容が次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 協会ホームページの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 協会の許可なく、協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (4) 政治的な組織、個人若しくは団体又は政治活動及び意見広告に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷または排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者に関するもの
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に関するもの
- (11) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種に関するもの
- (12) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものに関するもの
- (14) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者に関するもの
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないものに関するもの
- (17) 営業の実態等を確認できないものに関するもの
- (18) 広告主の業務に関わらないもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反、または抵触するおそれのあるもの
- (20) その他、協会会長が協会ホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(ウェブページに関する基準)

第3条 広告主のウェブページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、協会のウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のウェブページの内容についても、ウェブページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、第2条各号の全部又は一部を準用することができる。

2 他のウェブページを集合し、情報提供することを主たる目的とするウェブページで、一般財団法人足立区観光交流協会ホームページ広告掲載取扱要綱に反する内容を取り扱うウェブページを閲覧者にあっせん又は紹介しているウェブページの広告は、掲載しない。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、協会が決定する。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の規格(表示サイズ、データ形式、データ容量)は、協会が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則1ヶ月を単位とし、最長12ヶ月まで申し込むことができるものとする。

2 広告の掲載を開始する日は、掲載期間の最初の月の1日から(1月が広告の掲載等を開始する最初の月である場合は4日から)とする。ただし、広告主が希望する場合はこの限りでない。

3 広告の掲載を終了する日は、掲載期間の最後の月の最終日までとする。ただし、広告主が希望する場合はこの限りでない。

4 第2項ただし書又は前項ただし書の規定により、月の途中で広告の掲載を開始し、又は終了した場合であっても、当該広告の掲載を開始した月又は終了した月に係る広告料は、減額し、又は返還しない。ただし、協会会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 協会会長は、広告主を協会ホームページ等で公募するほか、広告に係る団体等(以下「広告代理店」という)への広告掲載の案内及び委託・広告枠の販売その他の方法による協会以外の者による募集を行うことができる。

(広告の掲載料金)

第8条 広告の掲載料(1か月)は、次のとおりとする(いずれも税込み)。

	1 か月	継続掲載 (6 ~ 11 か月)	1 年 (12 か月) 掲載 20% 割引
通常	10,800 円	10% 割引	103,680 円
プラチナ会員 (20% 割引)	8,640 円		82,944 円
ゴールド会員 (10% 割引)	9,720 円		93,312 円
レギュラー会員 (5% 割引)	10,260 円		98,496 円

プラチナ会員 (会費 : 1 口 10 万円以上 / 年)、ゴールド会員 (会費 : 1 口 1 万円以上 / 年)、レギュラー会員 (会費 : 1 口 5 千円以上 / 年)

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告主又は広告代理店は、協会の指定する締切日までに、所定の広告掲載申込書を協会会長へ提出しなければならない。

2 広告主又は広告代理店(広告代理店に広告掲載等を依頼したものを含む。次項において同じ。) が第 2 条に規定する業種を営むもの又は事業者に該当するときは、申込みをすることができない。

3 広告主又は広告代理店が次のいずれかに該当するときは、申込みをすることができない。

(1) ア 法人の役員等(広告主又は広告代理店が個人である場合にはその者を、広告主又は広告代理店が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。) 若しくは使用者が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者) であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 4 7 号) に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。) の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。

(6) その他、協会会長が協会ホームページに掲載する広告主又は広告代理店として適当でないと認めるとき。

4 協会は広告主又は広告代理店に対し、必要に応じて会社案内等の申込者の概要がわかるもの、掲載しようとする広告案、その他協会が必要とする書類等の提出を求めることができる。

(広告の掲載順位)

第 10 条 広告掲載希望者の応募が予定数を越えた場合は、協会会員を優先して掲載することとする。

(広告掲載の決定等)

第 11 条 協会は、第 9 条の規定に基づき申込みがあったときは、広告の内容を審査し掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは、広告掲載希望者に広告掲載の可否について通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、協会の指定する方法により広告原稿(バナー画像)を作成し、協会が指定する期日までに提出するものとする。

4 協会は必要があると認めるときは広告主に対し、広告の修正を求めることができることとする。

(広告掲載料の支払)

第 12 条 広告主は、協会の指定する期日までに、第 8 条に定める広告掲載料を一括して納めるものとする。ただし、協会会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第 14 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 協会ホームページの更新に支障があるとき

(2) 申請内容に虚偽があったとき

(3) この要綱に違反したとき

(4) 掲載後、第 2 条に該当する広告内容に変更したとき

(5) 広告の掲載辞退の申出があったとき

(6) その他協会が特に必要があると認めるとき

3 広告の掲載または広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、協会は賠償する責を負わない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定めるものとする。

付 則 (28 足観協発第 1170 号 観光交流協会専務理事決定)

この要綱は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。